

令和4年度厚生労働科学研究費補助金
(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))

研究課題名(課題番号): 強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究(22GC1015)
分担研究報告書

分担研究課題名: 強度行動障害者支援における地域支援体制に関する実態調査

主任研究者: 日詰正文 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

分担研究者: 安達 潤 (北海道大学)

井上雅彦 (鳥取大学)

會田千重 (肥前精神医療センター)

研究協力者: 岡田裕樹 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

高橋理恵 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

内山聡至 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、全日本自閉症支援者協会の調査で抽出された強度行動障害者支援に関する地域支援体制整備のポイントを手がかりに、地域の現状を把握し、今後の地域支援体制強化を行うための標準的なプロセスを明らかにすることを目的として、都道府県、政令市、中核市を対象にヒアリング調査を行った。その結果、調査に協力が得られた自治体の範囲では、人口規模によらず強度行動障害者支援の地域支援体制整備を行政的に重要な課題として捉えており、家族や支援者の孤立を招かない取り組みを行っていた。今後体制整備を始める自治体においても、プロセスの最初にはこのような取り組みを行うことが現実的だと考えられた。一方、人材や財源の確保が難しいこと、自治体内の仕組みの問題等により事業等の推進力が思うように得られない現状もあり、より多くの自治体の取り組みをデータベース化し、広く公表することへのニーズが高いと考えられた。継続的に自治体への訪問調査を実施し、情報収集・発信等を行っていく。

A. 研究目的

1. 背景

強度行動障害者が地域生活を送る上での課題として、障害福祉サービス事業所に受け入れを断られサービスを利用できない、一部の事業所・家族に負担が偏っている等がある。

これらの課題を解消するための地域の支援体制構築に向け、全日本自閉症支援者協会が令和3(2021)年度障害者総合福祉推進事業において、先駆的に強度行動障害者の支援体制構築に取り組んでいる自治体(9か所)の調査を行った。その結果、「自治体と事業所関係者等が協力した事業の実施」「地域の支援体制づくりのための人材、チームの存在」「事業所・組織を超えた地域全体の仕組み」等が重要であるこ

とを明らかにしている¹⁾。

2. 目的

本研究は、全日本自閉症支援者協会の調査で抽出されたポイントを手がかりとして、各地の強度行動障害者支援に関する地域支援体制整備の現状(すでに整備できている点、整備が困難となっている点など)を把握し、今後の地域支援体制強化を行うための標準的なプロセスを明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、以下の方法により行った。

■ワーキンググループの設置

分担研究者および強度行動障害者支援に関する有識者、実践者によるワーキンググループ

を設置し、調査内容の検討、結果の分析、を行った。

■アンケート調査（予備調査）

ヒアリング調査対象となる自治体を選定することを目的として、都道府県、政令市、中核市までの計 129 自治体を対象としたアンケート調査を行った。

調査期間は、令和 4 年（2022）年 7 月 27 日から 8 月 22 日であった。

調査内容は本研究への関心の有無、協力の可否等とした。

■ヒアリング調査

アンケート調査の結果、本研究に関心があると回答した 29 自治体に加え、ワーキンググループのメンバーから推薦のあった 1 自治体の計 30 自治体（都道府県 18 カ所、政令市 4 カ所、中核市 8 カ所）に対して電話による研究への協力意向確認を行い、その結果 14 自治体（都道府県 9 カ所、政令市 1 カ所、中核市 4 カ所）から協力を得た。協力を得られた自治体職員・実践者等を対象に、訪問またはオンライン面接によるヒアリング調査を行った。

調査期間は、令和 4（2022）年 11 月 10 日か

ら令和 5 年（2023）年 3 月 16 日であった。

調査内容は、先行研究¹⁾で示された地域支援体制構築のポイント（図 1）をベースにした地域支援体制の現状、課題等とした。

■倫理面への配慮

調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た（承認番号 04-8-01）。

C. 研究結果

ヒアリング調査の結果から、「各自治体の地域支援体制の状況」と「地域支援体制構築に関する課題」について、以下にまとめた。

1. 各自治体の地域支援体制の状況

自治体ごとの地域支援体制構築の要素についてまとめた結果の概要は表 1～14 のとおりであった。

なお、どの自治体においても、P-1 については強度行動障害支援に困った際に相談できる法人・人材が存在していたこと、P-2 については今後の追加調査において行う予定であるため表からは割愛し、C-1 から G-2 までの取り組み状況を示した。

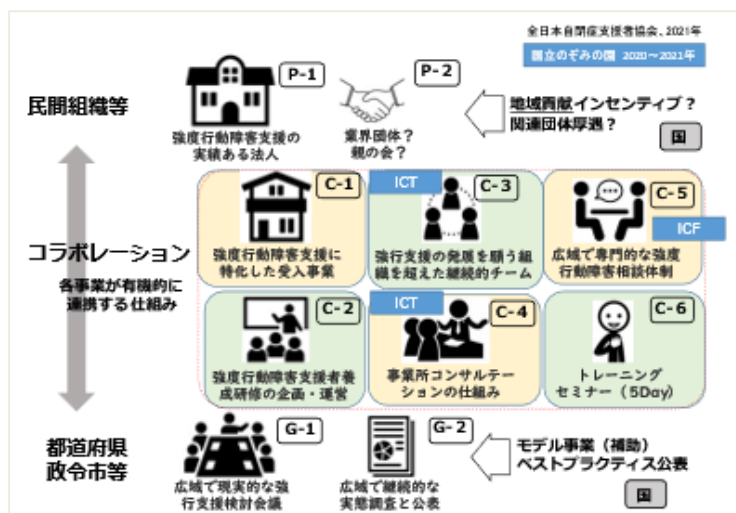


図 1 地域支援体制構築のポイント

表 1 A 自治体（都道府県）の概要

内容	
C-1	・利用調整制度において、公立施設、旧公立施設で優先的に入所できるよう調整。旧公立施設においては、独自の加算をつけている。
C-2	・民間団体へ委託。運営委員会から推薦された人を対象に講師養成研修に参加してもらい、講師等の確保を行っている。
C-3	・平成 25 年より社会福祉協議会の知的発達障害部会に強度行動障害支援指導者養成特別委員会を立ち上げ、強度行動障害支援アドバンス研修の企画、運営をしている。
C-4	・支援力育成派遣事業を平成 30 年度からモデル事業として始め、令和 3 年度より本格実施。令和 4 年度においては他障害を含め年間 4 施設を対象（強度行動障害は 1 施設）。これまでの実績は 2 施設。
C-5	・強度行動障害に特化したものはない。
C-6	・実施なし
G-1	・都道府県の自立支援協議会では実施なし。市区町村の自立支援協議会の状況は不明
G-2	・事業所の運営状況調査のなかに、行動関連項目 10 点以上の方の在籍状況の項目をいれている。

表2 B 自治体（都道府県）の概要

	内容
C-1	・地域生活支援事業（集中支援・地域支援（現任研修）・アフターフォロー）を実施
C-2	・令和3年までは社会福祉法人に委託していたが、令和4年からは研修業者に運営面を委託。講師は指導者研修受講者に依頼
C-3	・知的障害者福祉協会の中に、強度行動障害SV養成事業実行委員会が設置されている
C-4	・元々、知的障害者福祉協会の自主事業で取り組んでいたが、知的障害者福祉協会からの要望を受け、令和4年より、自治体事業として補助を行っている（コンサルタントは近隣都道府県の社会福祉法人に依頼）。
C-5	・地域生活支援事業においてコーディネーターを配置
C-6	・実施なし
G-1	・都道府県障害者自立支援連絡協議会の部会として、強度行動障害支援部会（集中支援実施協議会）を設置
G-2	・特別支援学校高等部に対して、強度行動障害児者数や在宅状況等の現状、支援内容についてアンケートを実施

表3 C 自治体（都道府県）の概要

	内容
C-1	・事業なし ・支援が難しい事例については公立施設が受け入れる流れはある。公立施設を中心に改修を行い、受入れ体制を整備予定
C-2	・7事業者を指定（研修事業者が中心）。課題等研修事業者からあげられてはいない
C-3	・チームなし
C-4	・事業としての実施なし（地域支援マネジャーのなかには実施している者もいる）
C-5	・令和4年から発達障害者支援センターを中心に、情報共有の場を設けているが強度行動障害に特化していない
C-6	・実施なし
G-1	・会議体なし。一部の地域支援マネジャーから開催の要望はあるが、自治体全体でのニーズを把握できていない
G-2	・実施なし

表4 D 自治体（都道府県）の概要

	内容
C-1	・緊急時短期入所支援事業（令和4年から） ・強度行動障がい在宅医療福祉連携体制支援事業
C-2	・社会福祉法人に委託。コアメンバーによる検討を年に数回実施。委託先を中心に、検討の体制を整備し始めた
C-3	・協議会等でチームがあるかは把握していない。施策に関するワーキンググループ会議を随時開催
C-4	・強度行動障がい地域支援センター事業（委託先：社会福祉法人）を実施。 ・事業委託先職員を長期現任研修で育成したが、自事業所の支援に人手が足りず、コンサルテーション・SV派遣に人材を割くことが難しい
C-5	・強度行動障がい地域支援センター事業（委託先：社会福祉法人）を実施。家族や事業所からの相談にのり、場合によっては訪問、医療につなげる等を行っている
C-6	・実施なし
G-1	・障がい者総合支援プランにも強度行動障害への対応について記載されており、人材育成・地域支援体制を整えていくためのワーキンググループも動いている ・自立支援協議会の中では位置づけられていない
G-2	・平成26年に自治体主体の強度行動障がい支援研究会で調査を実施。調査結果、報告書を基に支援体制の整備を実施

表5 E 自治体（都道府県）の概要

	内容
C-1	・令和4年後半より、コンサルタント派遣、施設改修費用補助事業を開始
C-2	・委託先（研修事業者）が実施する研修には、地域の事業所は関わっていない
C-3	・強度行動障害に関する施策を検討するチームを自立支援協議会のサブ協議会として設置 ・知的障害者福祉協会の中には、強行支援に関して検討するチームはない
C-4	・令和4年度下半期より自治体外の法人所属のコンサルタントを活用した派遣事業を実施。対象は2施設 ・心身障害者センターでアドバイザー派遣事業（コンサルテーションを受けたセンター職員を派遣）を実施していた。現在は、前後期で各5カ所ずつ、スーパーバイザーによる講義と事例検討を実施
C-5	・体制を整えたとしても、受けてくれる事業所があるかどうか
C-6	・自治体内の法人が実施するセミナーへの参加費補助を予定。将来的には自治体事業として実施を考えている
G-1	・自立支援協議会の部会として、強行サブ協議会を設置
G-2	・サブ協議会にて実施（公開なし）。人数と施設での困りごと等について調査

表 6 F 自治体（都道府県）の概要

	内容
C-1	・令和 5 年に実施予定
C-2	・令和 3 年までは知的障害者福祉協会に委託。令和 4 年からは研修事業者に委託。講師等に知的障害者福祉協会からも関与
C-3	・知的障害者福祉協会の中に、強行研修に関する委員会が設置されている。 ・発達障害者支援センターが核となり、勉強会を実施
C-4	・発達障害者支援センターが実施。相談支援、学校等から依頼がくる
C-5	・発達障害者支援センターが中心となって相談対応している
C-6	・実施なし
G-1	・令和 4 年に自立支援協議会に強度行動障害部会を設置し、事業等の検討を行っている
G-2	・令和元年に民間主導で実態調査を実施（福祉、医療、教育を対象） ・令和 4 年に自治体が主体（自立支援協議会の位置づけ）となって実態調査を実施

表 7 G 自治体（都道府県）の概要

	内容
C-1	・事業なし
C-2	・指定にて実施。研修を受けても役に立たない、効果的な活用に関する話はあがっている
C-3	・相談支援アドバイザー、発達障害者地域支援マネジャー、発達障害者支援センター、障害福祉課等で集まって、課題等を話し合う場を設定した。これから動き始める段階
C-4	・事業としての実施はなし。実施者は、発達障害者地域支援マネジャーが現実的だが、人手が足りない
C-5	・相談体制なし
C-6	・実施なし
G-1	・今後、相談支援アドバイザー、発達障害者地域支援マネジャー、発達障害者支援センター、障害福祉課等で検討会を行う予定
G-2	・地域生活支援部会で、在宅の強度行動障害者の把握が必要という話がでており、これからアンケートを実施予定

表 8 H 自治体（政令市）の概要

	内容
C-1	・共同支援事業（平成 21 年より） ・集中支援事業（平成 27 年より） ・GH での受入れに際しての補助金
C-2	・支援研修事業を平成 18 年より実施（強行研修と内容は異なる）。当初は初任者向けであったが、令和 3 年からサビ管等リーダークラスを対象に変更。随時、内容等見直している
C-3	・平成 18 年より H 自治体の事業として強度行動障がい者支援調査研究会を設置（学識者、実践者、行政等） ・支援研修事業の研修内容、実態調査等の検討を実施
C-4	・H 自治体発達障害者支援センターが実施。集中支援事業利用者については、ニーズに応じて実施
C-5	・基幹相談を中心に相談体制を構築。困難ケースに関しては集中支援実施事業所に相談が寄せられている
C-6	・H 自治体社会福祉事業団が実施しているものを研修事業のプログラムの中に位置づけている
G-1	・平成 18 年より強度行動障がい者支援調査研究会を設置。（事務局：H 自治体事業団） ・自立支援協議会の中に行動障害に関する部会はない。（重度障害者の部会の中に内包されている）
G-2	・平成 18 年／平成 24 年／令和元年に実施。強度行動障がい者支援調査研究会において内容等を検討

表 9 I 自治体（都道府県）の概要

	内容
C-1	・強度行動障害者短期入所支援事業：受け入れ施設への補助 ・強度行動障害サービス利用促進事業：生活介護で受け入れたときの加配職員の補助 ・強度行動障害児者受け入れ体制支援事業補助金：体制整備等自由に使用可能
C-2	・講師は、療育福祉センター職員が中心。固定されてきており、次世代の育成が課題
C-3	・強行研修講師等のネットワーク
C-4	・発達障害者支援センター職員が地域支援マネジャーと一緒に依頼があった事業所に行き始めた
C-5	・発達障害者支援センターになると思うが、件数としては多くない
C-6	・療育福祉センター主催で平成 20 年頃から実施。講師は療育福祉センター職員が担当。過去の現任研修等の経験、ノウハウをもとにしている。受講者は 10 名、年 1 回の開催。コロナ禍になり中断 ・組織的なネットワークになっていないが、ケース会議への参加や強行研修講師の依頼等つながりが広がった
G-1	・会議体はない。検討会の要望はあがっている
G-2	・実施なし

表 10 J 自治体（都道府県）の概要

	内容
C-1	- 平成 22 年より強度行動障がい者入居等支援事業を開始（最長 6 年間の集中支援にかかる人件費の補助） - 令和 2 年より強度行動障がい者に対する在宅支援の効果検証事業を開始（家庭へ指導員の派遣） - 令和 4 年より強度行動障がい者支援体制総合強化事業を開始（環境整備費用、体験利用費用、訪問系サービスへの人件費補助）
C-2	事業団に委託。講師、ファシリテーターは都道府県独自の専門研修修了者を中心をお願いしている。ファシリターの確保が課題。
C-3	- 平成 29 年より強度行動障がい児者の支援等に係るワーキンググループを設置。発端は過齢児の受け皿確保のため。令和 5 年は役割を分け、市町村、基幹相談が関与するようにする予定。 - 在宅支援事業については、指導員を中心に月 1 回事例検討の開催および SNS を活用した随時情報共有を実施。
C-4	- 在宅支援事業は指導員（委託先の事業団職員が中心）を派遣。専門研修で養成した人材も 2 名派遣している - 発達障害者支援センターにおいても、対応しているが、件数は多くない。令和 5 年度以降専門職員を配置して、拡充予定。
C-5	集約する仕組みはない。困難ケースについては、基幹相談等より自治体に連絡がくる。
C-6	実施なし
G-1	強度行動障がい児者の支援等に係るワーキンググループを設置。事業の効果検証、実態把握等を実施。
G-2	平成 29 年、令和 3 年に実施。

表 11 K 自治体（中核市）の概要

	内容
C-1	緊急時に、普段利用している生活介護等の通所事業所に短期入所として宿泊できる、または普段サービスを使っていなくても短期入所等を利用して受入れ、または在宅支援が利用できる事業を実施（報酬は区分 6 として算定）
C-2	都道府県にて実施（委託先：社会福祉協議会）。研修講師のネットワークはあり、市からも参加。どこにどのような人材、資源があるのかの把握はできている
C-3	強行研修講師等のネットワーク
C-4	困難ケースに基幹相談が入り、発達障害者支援センターに繋ぐことはある
C-5	- 困難ケースや相談支援がマネジメントできていないケースに基幹が入り、調整している - 基幹が計画相談の確認をし、評価を行っている
C-6	実施なし
G-1	自立支援協議会の中に、行動障害に特化した部会はない（地域生活支援拠点に関する部会の中に内包されている）
G-2	令和 2 年より実施の「サービス未利用者訪問」の中で、サービスにつがっていない療育手帳所持者を個別訪問し、ニーズ、実態把握を実施

表 12 L 自治体（中核市）の概要

	内容
C-1	- 事業としての実施はない。 - 市の指定管理施設で受け入れられるよう施設改修予定。
C-2	都道府県にて実施
C-3	チームは、これから作る段階。自立支援協議会の専門部会において、課題の整理を始めた。
C-4	事業として実施なし
C-5	高度専門分野相談支援事業（L 自治体障害者相談支援機能強化事業）を自閉症支援に特化した事業所に依頼。R4 は人材不足により受け手がいない。
C-6	実施なし
G-1	令和 3 年度より自立支援協議会の専門部会において、強度行動障害に関する検討を実施。
G-2	令和 3 年度に自立支援協議会の専門部会において、市内の事業所を対象に実施。

表 13 M 自治体（中核市）の概要

	内容
C-1	重度障害者受入補助金：GH を対象とした加算の上乗せ
C-2	都道府県において実施。講師、ファシリターの派遣はなし
C-3	令和元年から自立支援協議会の中に、「行動援護サポートプロジェクトチーム」を設置。相談、就労 B、入所、GH などの実践者で構成
C-4	仕組みなし
C-5	困ったときは自立支援協議会の個別支援会議で地域の課題にあげているが、強行に特化したものはない
C-6	実施なし
G-1	自立支援協議会の地域生活支援部会のなかで行動援護サポートプロジェクトを組織し、課題の共有や研修等を行っている
G-2	実施なし

表 14 N 自治体（中核市）の概要

	内容
C-1	・サービス利用のための柔軟な支給決定はされている ・グループホーム運営事業費補助金・強度行動障害者等支援居室確保事業・強度行動障害者等受入環境整備事業・強度行動障害者通所特別支援事業を実施
C-2	・市が指定を受け、研修を実施。講師はN自治体発達障害者支援センター、ファシリテーターは市内事業所の施設長が担当。研修のフォローアップ研修を実施
C-3	・自立支援協議会の行動障害部会で課題共有や事例検討を2ヶ月に1回実施（平成17年設立の行動障害ネットワークからの継続）
C-4	・N自治体発達障害者支援センターが実施（2名）。障害者相談支援事業費で運営
C-5	・基幹はないが、基幹の役割を担う相談支援センターが調整
C-6	・実施なし
G-1	・自立支援協議会の中に行動障害部会を設置
G-2	・行動障害単体での実施はない。地域生活拠点整備の際のアンケートに行動障害に関する項目を入れたことはあった

上記 14 自治体の要素ごとの取り組み状況を概観すると、表 15 のとおりとなる。

表記について、下記の通り示した。

- ・C-1 は、「○」は受入事業がある、「△」は補助金事業によって人員・環境整備を行っている、「－」は実施されていない、とした。
- ・C-2 は、強度行動障害支援者養成研修（以下、強行研修）の実施状況（直営、委託、指定）を示した。なお、この研修は都道府県の地域生活支援促進事業における実施であるため、政令市、中核市には実施義務がないことから「／」で示した。
- ・C-3 は、「○」はチームがある、「△」は強行研修のネットワークの活用またはチームを作り始めている、「－」はチームがない、とした。
- ・C-4 から G-1 は、「○」は取り組まれている、「△」は断続的な取り組みまたはこれから取

り組む、「－」は取り組まれていない、とした。

- ・G-2 は、「○」は強度行動障害のみを対象とした調査、「△」は調査の一部に強度行動障害に関する内容を盛り込んでいたことまたはこれから実施する、「－」は実施したことがない、とした。

現状、最も地域支援体制整備が進んでいたのは、C-3 「継続的チーム」の 13 自治体（○：8、△：5）であった。具体的には、自治体主体（自立支援協議会、自治体事業の検討等）のチーム 8 自治体、強行研修の企画運営を目的としたチーム 2 自治体、事業者団体による人材養成研修の企画運営を目的としたチーム 3 自治体であった。

次に地域支援体制整備が進んでいたのは、C-4 の「コンサルテーションの仕組み」について、実施していたのは 10 自治体（○：8、△2）

表 15 地域支援体制状況の一覧

自治体	自治体規模	人口（人）	C-1 受入事業	C-2 強行研修	C-3 継続的チーム	C-4 コンサルの仕組み	C-5 広域的な相談体制	C-6 トレーニングセミナー	G-1 行政主導の検討会	G-2 実態調査と公表	取り組み状況		
											○	△	－
A	都道府県	1400万	△	委託	○	○	－	－	－	△	2	2	3
B	都道府県	538万	○	委託	○	○	○	－	○	○	6	0	1
C	都道府県	226万	－	指定	－	△	－	－	－	－	0	1	6
D	都道府県	194万	○	委託	△	○	○	－	○	○	5	1	1
E	都道府県	191万	△	委託	○	○	－	△	○	○	4	2	1
F	都道府県	185万	－	委託	○	○	○	－	○	○	5	0	2
G	都道府県	177万	－	指定	△	－	△	－	△	△	0	4	3
H	政令市	163万	○	／	○	○	○	○	○	○	7	0	0
I	都道府県	67万	△	直営	△	△	－	○	－	－	1	3	3
J	都道府県	54万	○	委託	○	○	○	－	○	○	6	0	1
K	中核市	46万	－	／	△	－	△	－	－	－	0	2	5
L	中核市	40万	－	／	△	－	○	－	○	○	3	1	3
M	中核市	38万	△	／	○	－	－	－	○	－	2	1	4
N	中核市	34万	△	直営	○	○	○	－	○	△	4	2	1

であった。具体的には、自治体の事業として、実績のあるコンサルタント（他自治体の社会福祉法人所属）を活用していたのが2自治体、自治体独自の研修で養成した人材を活用していたのが3自治体であった、その他、発達障害者支援センター等が実施していたのが5自治体であった。

対照的に、地域支援体制整備が最も進んでいなかったのは、C-6「トレーニングセミナー」の3自治体（○：2、△：1）であった。そのような中でも、E自治体では、自治体内の法人が開催する同セミナーへの受講料の補助を令和5年度に実施予定であった。

2. 地域支援体制整備における課題

○地域の中で協力者の確保が難しいこと

- ・障害福祉サービス受け皿の確保が難しい
- ・医療体制の確保（行動障害の状態にある人を診察、受け入れてくれる医師が少ない等）が難しい
- ・人材不足、特にヘルパーが少ない

○事業所内で十分なサポートが行われていないこと

- ・研修参加への管理職側の理解が必要
- ・小規模事業所ではコンサルタントを呼べる予算がない

○財政的な部分での基盤が弱いこと

- ・仕組みづくりには組織的な要望が必要
- ・費用対効果や評価の問題から財源の確保が難しく、好事例があるとありがたい
- ・専門性を持った職員、事業所への評価、報酬が必要

○その他

- ・分野が変わると共通言語で話ができない等の回答があった。

D. 考察

本調査のヒアリングに協力した自治体は、自治体の規模によらず、強度行動障害者支援の地域支援体制整備を重要な課題として捉え、検討会や実態調査の実施、関係者のチーム作り、コンサルテーションの仕組み、広域的な相談など、家族や支援者の孤立を招かない取り組みを行っていた。今後体制整備を始める自治体におい

ても、プロセスの最初にはこのような取り組みを行うことが現実的であると考えられる。

一方、人材や財源の確保が難しいこと、自治体内の仕組みの問題等により事業等の推進力が思うように得られない現状も、自治体の担当者が感じており、他の自治体での工夫について情報を知りたいといった声も聞かれた。今回ヒアリング調査に用いた P1 から G2 までの図をフォーマットとして、より多くの自治体の取り組みをデータベース化し、広く公表することへのニーズが高いと考えられた。

現在、取り組み数としては少ない C-6 の「トレーニングセミナー」は、チームで評価、支援プラン作成、実施、修正、再実施の対応を迅速に行うことを3～5日間かけて、自閉症の当事者の協力を得て学ぶ研修で、基礎的な強度行動障害支援者養成研修を受講した支援者が実践力を身に着けるためには効果的なものであるが、現時点では、講師の日程確保や教材準備、費用負担などの課題があり、限定的な地域での開催にとどまっている。しかし、国立のぞみの園が研修日程の分散化や ICT の活用などを組み合わせた形の研修方法の開発を行い、各地での試行を進める予定であり、今後の普及については一定程度期待されるものと考えられる。

E. 結論

強度行動障害支援に関する地域支援体制の整備に関する現状の一端を把握することができた。令和5（2023）年度以降も継続的に自治体への訪問調査を実施し、本調査の追加調査および情報収集・発信等を行っていく。

【文献】

- 1) 一般社団法人全日本自閉症支援者協会：令和3年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究」報告書、（2022）

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし